平成２７年（フ）第６３９号
北九州市若松区鴨生田４丁目２番25号
債務者　大場　徹也
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３号
兵庫県川西市南花屋敷１丁目５番11号　102
債務者　治久丸シズ子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第６３３号
兵庫県西宮市産所町１番８―403号、前住所兵庫県西宮市平松町８番６号
債務者　飛松　隆幸
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９６１号
神戸市兵庫区神田町31―11神田ハウス101号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市南七松町１丁目11番24号
債務者　大江　香愛
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９７７号
神戸市東灘区魚崎北町１丁目５番５号魚北第２ハイツ302号、従前の住所神戸市東灘区本山北町６丁目16番１号ハイツぱん202号
債務者　勝井　清文
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９９０号
神戸市兵庫区笠松通６丁目２番２号山下ビル１Ｆ東、従前の住所神戸市兵庫区浜中町１丁目６番16号ライフ海岸通Ⅱ101
債務者　米田絵里香
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９４４号
名古屋市西区庄内通４丁目15番地の１　ヴィラカレッジウエスト310号
債務者　萱野　有記
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８６３号
名古屋市北区六が池町62番地
債務者　喫茶ハルこと　畑　　俊和
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６２４号
北九州市戸畑区明治町６番９号（大橋アパート７号）
債務者　溝上　省三
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１０４号
山口県周南市野上町２丁目22番地の１　カルチェ23、５－Ｂ号
債務者　澄田　一芳
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第２２０号
広島県福山市東川口町２丁目11番13号
債務者　櫛間　　誠
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第２２１号
広島県福山市東川口町２丁目11番13号
債務者　櫛間　彩夢
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第６５２号
北九州市小倉南区南方２丁目８番４号
債務者　高村美加恵
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４８１号
千葉県流山市西初石５丁目179番地の９（新Ｂ36街区４）201
債務者　大川奈津子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６１３号
千葉県野田市上花輪816番地の４
債務者　市原　誠之
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６２８号
千葉県松戸市新松戸北１丁目16番地の６ニュー松戸コーポＤ―206号
債務者　藤本　和央
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部